

土木のことを帝國議會に聽く (二)

路政僧

土木行政改革の爲に土木に關する法會を改正することは屢々報道されたが、河川法中改正法律案と言ふのが提出された、愈々改革の第一步に這入つたと思つてゐたら、何だい北海道に河川法を施行すると言ふのであつた、政府の提案理由を聽くと云々だ、近時北海道に於ける拓殖事業の進捗諸般産業の發達に伴つて河川の重要性が頓に増大し、此際府縣と同様に北海道の河川にも河川法を適用し一層其の保護取締を適切にする必要を認むるの外、尙北海道に於て頻々たる水害があるので此會議に石狩川上流外五川の治水計畫事業を提案した關係もあり工事の執行上から考へても其必要を認るので改正案を提出したと言つてゐる。

右の次第であるから法文極めて簡單であつて、北海道に

付ては本法中府縣に關する規定は道に關し、水利組合に關する規定は土功組合に關し之を適用す、と言ふのと、北海道の河川中主務大臣の指定するものに關しては當分の内第二十四條第二項及第四十二條第三項の規定に拘はらず命令を以て特別の規定を設くることを得と言ふだけである。

委員會では前後三回に亘つて審議したそうである、結局審議の結果、希望條件を附して通過せしめた、即ち政府は本法施行の爲に堤外地となる民有地に對しては、價額の補償又は賠償を爲し其の所有者又は賃借人等に不當の損失を與へざる様考慮せられむことを望む。と言ふのである、貴族院では無條件に通過せしめた。

○

衆議院の空氣も、政治の鬭論時期を経過したやうだ。夫は所謂闘士が此處彼處のストーブの前で居眠りをしてゐることに依つて窺はれる、居眠つてゐる間に結ぶ夢は、郷里に残した妻子のことか、夫れとも選舉地盤への土産話しか乃至は借金問題かは知らないが、兎も角形式的に議場では鬭争した、其の草臥の表はれであらう。其の怠慢氣分を見せ付けられては衆議院に足を運ぶ勇氣も起らない。ソイで政治の中心は貴族院に移つたのぢや。併し筆者はドーカ考へても貴族院を政治的に尊重するだけの氣は起らない、夫れは議會制度が國民の意向を代表する所謂代議士が參政すること夫れを目的とする制度であつて、國民の意向と何等の關係を持たない貴族院が國民多數の最善の意向を抑制せむとする、所謂反民衆的な會議であるからである。多數決は必ずしも國民の意思を表はるものでないとして貴族院を尊重すれば代議制度は其の基礎を失ふことゝ爲るし、國民と餘り關係のない少數者で構成されてゐる貴族院が、代議士の議決したことを抑制する實權を持つとすれば、國民

參政の實を根本的に破壊するからである。だから貴族院通りをする氣が起らないが、又夫等連中の空氣を紹介して二院制度の實情を報道するのも或は議會制度改革の資料で、も爲るであらうと言ふ氣になつて、資產階級の夢見る貴族院を訪れるに爲つた。

前議長徳川家達さんに永年議長を勤められた感謝決議案の附議から議事は進行され、下院に於てやつたと同様な齋藤首相や廣田外相の演説があつたが、夫れに對する批判は前號で言つたから再びするの要はない。

青木才次郎君は、匡救土木事業は最初衆議院で二箇年間に執行して時局を匡救せよと要求したに不拘、政府は三箇年に完成する旨を天下に公約しながら九年度豫算に於て其の費用を激減した無責任な遣り方をやつた、其の爲に地方に依つては行止まりになる道路も出來てゐる。橋梁を半分架けて其の儘にして置かなければならぬ所もある、漁港の如きに至つては基礎工事を半分造つて工事を中止した爲に海中に人造の暗礁が残つてゐる奇觀を呈してゐるばかりで

なく、地方自治體は經濟價値のない未完成の工事を眺め、前年度負擔金の起債借金に苦しんでゐる狀態で、之を救濟するの必要あることは地方長官の衆口一致するところであるのに、政府は之に對して何等の対策を講じないのは餘りにも無責任ではないか。今の百姓は昔の百姓とは同一の氣分であるないと、百姓一揆でも起るやうな口調で質問した。

之に對して山本内相は、匡救事業は最初は農漁山村の窮乏が餘りにも甚しいと言ふので大きな事業を計畫したのであつたが、國防上其の他時局重大な爲に陸海軍に使用する豫算が増加したので、八年度よりは少い豫算を編制するやうに爲つたのであるが、橋が半分出來上つて後が未完成であると言ふやうなものは、最初から着工しないことにしてゐるから御話のやうな醜態は無い筈である。

と答辯してゐる。

水野甚次郎君も九年度豫算の軍事費偏重を詰り、國防の根本義は内政の刷新にある、内政の刷新は農漁山村の向上に俟たねばならぬ夫に現内閣は農村問題に無關心である。

最近農林省は豐作に面喰つて米の季節的調整やら糧の貯藏乃至は臨時作付反別制限の三段構へで對應策を講じてゐるが從來の生産保護政策と自家撞着してゐて不自然不合理な一時的彌縫策であつて却つて農民の勤勉な善風を損すると農林省の對策を詰つた。其の道づれに農村に於ける冠婚葬祭が華美に流れ之が爲に農村が苦しんでゐることを物語つて取締令を出す考はないかと質し、勝田内務參與官は、其の趣旨は誠に結構であつて節約せしめたいのであるが個人の消費生活の問題を法令を以て規律するよりは社會教育の力に俟つて改善するのが得策であると答へると、徳川時代の水野忠邦の法令論を出して議論してゐる、こゝ等が所謂貴族院風で、冠婚葬祭に見榮を張つて金を消費するのは貴族院の連中ではあるまいか、卿等が夫れを節約することに依つて農村も亦之に見習ひ節約するに至るのであつて法令を以て農村だけに節約を強制せむとするのは矢張り貴族院だと言ふ感を起さずには居られない。

高橋藏相の財政演説は矢張り衆議院に於ける説明と同じ

だが。之に對しては多くの質問が出た。岩城隆徳子は軍事豫算の爲に産業豫算が躊躇せられ失業者が又候簇出すべきことを説き、産業豫算の爲には國民も増税に反対しないにも拘らず、産業豫算を是正せずに軍事に専らであるのは不都合であると詰つたが、次に農村負擔の加重に論及し、農村負擔の加重を輕減するのは地方財政膨脹の原因を除去することであると爲し、地方費膨脹の原因是國家の委任事務の重壓に依るのであるのに、匡救土木事業の如きものを施行せしめ、如何に政府に於て分配標準を考慮しても之を全國的に配當したが爲に、假令天産に恵まれてゐる地方に於ても補助金の獲得、低利資金の融通等眼前の利益に惑つて不當な土木事業を探して起工した爲に、却つて農村の負擔の苦痛を加重したと述べ九年度以降には此種事業が行はれないと之を譲る。方財政調整資金制度の必要を論じてゐる。

藏相は公債は之を無制限に發行することを許さないのであるから、軍事豫算と産業豫算とを比較して忍び得べきものは忍んで其の方を減するより外はない、産業豫算減少のことだけを言つてゐる、内相も町村と都市との負擔均衡に就ては常に苦しむでゐる所で今調査してゐるから何れ之に關し協賛を求めるであらう。地方財政調整資金制度のことも一應の案はあるが財政が許さないから若し之を許す機會が來れば實行したい考だと答へてゐる。

阪本鉄之助氏も、各省豫算分捕の弊を指摘して矢張り救農土木事業のことに就て辯し立て、救農と言ふ言葉が氣に喰はぬ、農業細民が困つてゐるのを救ふ趣旨から出た工事を思つてゐたのに少し大きな工事に爲ると皆請負制度でやつてゐて、請負人は朝鮮人を使つてゐる、内地細民を救ふ爲に起された工事に請負人が儲けたり、朝鮮人が働いたりしてゐるのは起工の趣旨に反するので、次年度で廢止するかと思つてゐたら地方の陳情に動かされてまだ繼續執行することは、矢張り豫算分捕の表はれであつて陸海軍豫算も矢張り其の通りではないか、と質したのに對して藏相は、昔から豫算の分捕と言ふことが行はれて、西郷從道侯などは隨分上手に豫算を要求され、候が任官された各省では喜ん

だものであつたと、昔物語りをした。併し夫れは罷めなければならぬと思つて自分は原内閣時代から矯正方法を考へてゐるが、まだ徹底するに至らないが、矯正する必要は感じてゐる、土木事業に關してもお話のやうな事があつたのも承知はしてゐるが、今日の財政は昔のやうに行政費だけを支辨すれば可いと言ふやうな時代ではない、昔、主張された經濟原理乃至は哲學は變更されむとしてゐるやうな時代であるから政府が執行されなければならぬ事業が増加するのも當然であつて、此資本を支辨するが爲には公債も已むを得ない、之を爲さなければ各國の間に起る經濟競争に於て落伍者と爲るの外ないのであると答へた。

○

青木才次郎君や水野甚次郎君は、匡救土木事業が九年度豫算に専く計上されてゐるのに對し、農村の窮状論で増額すべきものであると言ふ意見を抱持して質問してゐるのに反し、岩城隆徳子や阪本鉄之助氏は之に反対の意見を持つてゐるらしい、岩城子は匡救事業を全國的に配當したが爲

に不要な工事を起し地方財政を苦しめてゐると言ひ、阪本氏に至つては匡救土木事業を九年度にまで繼續して執行するのは氣に喰はぬと言つた氣持らしい、餘りにも農村に於ける實情を知らない議論であるから茲に取立てゝ批判するの價值もないが、地方財政調整資金制度の必要を論ずるが爲に、匡救土木事業執行の一方面だけを見て其の事業の不必要を論ずるのは早計である。若し政府が此事業を計畫せず放任して置けば社會に如何なる結果を齎したかを、昭和七年の社會事情を再び思ひ出して考へて貰ひたいものだ。阪本氏が細民救濟ではなくて請負人を儲けさせ、朝鮮人を救濟しただけやと言つてゐるのも、氏一流の偏見に過ぎない、匡救事業の内で請負事業が多かつたなどとは、何を根據にして夫れを言つてゐるのか矢張り官吏の古手は社會の實情に疎いものである。農業細民を救はずに鮮人を使つたと言つてゐるが、此事業に依つて困憊してゐる鮮人を使用することに於て何の不都合があるのであろうか、鮮人も帝國々民である、之を救濟することは内地農民と同一で

あらねばならぬ、内地人が朝鮮人のお蔭で生活する者幾萬を算するであらうかに稽へたならば鮮人を特別扱にする事の如何に不合理不正義である事が判るであらうに、夫等に想到せずして口舌を弄するのは不謹慎と言ふべきである。

匡救土木起工の目的は窮乏せる農民労働者に職を與へるのであつた。従つて窮乏せる地方に於て土木事業を起工するのであるから、事業其のものゝ效果に鑑て、此種事業の價值を判断するのは誤である。端的に言はゞ窮乏してゐる労働者救濟の爲に時に不急の工事を起すのも當然である。民力の豊富な地方に事業費を配分した爲に財政を苦しめたと言ふことも一つの矛盾である。民力が豊富であれば財力も豊かである筈であるのに之が爲に地方財政を困憊ならしめたと言ふのも間違である。

夫等のことは世の識者に依つて判断さるゝであらうから、餘り論議するの必要はない、唯だ九年度事業費が軍事豫算の爲に減額された結果、地方が三年繼續計畫の下に執行して來た土木事業を如何にして始末するかゞ此後に於け

る重大問題である。之に關して小林嘉平治君は藏相の腹の裡を叩いた、政府は農民が困つたら赤字公債を發行して詰り借金をして之を救濟した、百姓も困つたときは借金をしても可いと言ふ觀念を百姓に持たせるやうに爲つては大きな問題だ、であるから國家は非常時に借金政策を探つたが、お前等農村を經營し又は自分の身上のことをやつて行く上には、俺の眞似をしてはならぬと言ふことを國民に諒知せしむる必要があると論じ、農村の土木事業が生産的のものであるとすれば生産公債を起して事業を繼續して執行すべきものであるのに、内務大臣や農林大臣が豫算を取る腕が足らなかつた爲か内務省豫算は約半額に、農林省の分は言ふに足らない程度に査定されてゐる。地方に於ては三年掛りの仕事としてやつて居るのであるから爲政者は國民を欺かない限り此計畫を繼續されたいと強い主張をした。之に對して高橋藏相は、山本内相が青木才次郎君の質問に答へたのとは違つて、九年度で補助しても尙工事が完成しないものがあることを是認して、コゝ説明した、三ヶ年

を目度にして匡救事業を起したが、豫算を取つた省では矢張り從來の豫算を使ふと同じやうな心持で使つてゐる。即ち各省は府縣に均霑させてお前の方は是だけ配當するから此仕事をやれと言ふ調子で配當してしまつた、だから地方に於ては事業を半分仕掛けて後が續かない、前にした仕事は駄目であると言ふものゝ存在することを認めると、詰り青木才次郎君が指摘した事實を全部認め、是等のものは繼續して完成せしめなければならぬ、私は是等のものに金を出すことを惜むことは少しもない、兎に角さう言ふものは捨て、置かれぬから相當の支出をして地方の人の希望を満足せしめねばならぬ、と答辯した。小林君は尙も念を押して、夫れでは未完成のものは完成の出来るまで、假令本年度出來ねば初め三年と言ふことであつたけれども、或は四年五年掛つても或る程度の計畫の完成するまで補助をする方針であると承知して間違はないかと追及すると、高橋藏相は大體其の通りであると明瞭に答辯した。

匡救事業の跡始末に對する政府の方針は、之で明確にされれた。小林君は吾等の聽かむとする所を豫算委員會に於て明かにして呉れた。

例の尊氏問題で菊池武夫男が、天皇論を振り廻して中島商相を攻撃した。天皇機關論者を責めて國體精神を喪失したものであると主張してゐるが、法學の初步を研究したのも男爵の主張を肯定するものは多くないであらう。男爵が之を強調するならば義年・美濃部・上杉兩博士の所論を法理論に基礎して批判せなければ賛成者を得ないであらうと言ふのは、夫れを聽かされてゐる議員の中にも矢張り機關論を聽かされた連中があるからだ、併し中島商相も輕率な事をやつたもので、假令夫れが十年前の舊稿であつたとしても、身補弼の任にあるのとき、昔から天地に容れられない尊氏を筆にして非難の種を蒔いたことは不謹慎の極である。一足を吉野に曳いて後醍醐帝の悲しき御最期を窺ふときは國民の誰もは涙潛然として下るのを知らない併し私の筆せむとする土木に關係はないが、當時帝は、右の御手に御劍を按し、左の御手に法華經の五巻を持たせられ、悲

憤の涙を浮べつゝ、たゞ生々世々の妄念ともなるべきは朝敵を悉く亡ぼし、四海を泰平ならしめむと思ふばかりなりと仰せられ、この故に玉骨は南山の苔に埋るとも魂魄常に北闕の天を望まん。若し命を背き義を輕んせば、君も繼體の君に非ず、臣も忠烈の臣にあらじ。と仰せられた、其の悲憤は三室戸敬光子の言葉を更に世間に吹聴して中島商相の不謹慎を責むるのである。

○
豫算委員會ではまだ面白い問題が論争された、内田重成君は農村問題を論じて、政府は農村問題に頭を悩ましてゐるが夫れは焦眉の急の問題だけであつて根本対策に觸れてゐない、根本対策としては大都市の膨脹を抑制することである。言を換へば大都市に農民の集中する勢を抑制し、地方に小都市を分散せしめ、農村又は農村附近に小都市を幾つも作つて、農村が自然に各種の機會均等を得せしむるに在ると言ふのである。山本内相は、都會集中の弊を嘆じ地方分權的に政治を行ひ度いと言ひ、農村の根本的対策に就て

は研究中であると當り觸らずの答辯をしてゐるが、織田農林政務次官は、農村の都會化などは考へてゐない、唯だ農村問題として農村に於ける過剩人口をどうして處理するか農村の過剩労力をどう安排するかと言ふ問題を解決して、或は工業化するか否かと言ふ決論を得た上で農村の機構が確定さるゝのであると答辯してゐる。

内田君は農民が都市に集中するから其の抑制策として小都市の分散論を主張し、織田次官は人口と労力の過剩問題の解決に依つて、小都市が構成さるゝと言ふのであつて、歸一するところは同一ではあるが、人爲的に都市を築造するのは不可能事である、矢張り織田君の説が正當であるが、内務省も尠しは農村問題に關して對策を研究して居なければ町村行政は遂に農林省に移るであろうことを警告する。

○
大藏公望男が、交通行政の統一に就て質問し、日本の交通機關は既に發達して來て鐵道や電車、夫れから自動車、汽船飛行機と色々存在してゐるが、是等は互に何の連絡も

なしに思ひくに民間でやつてゐる、又之を監督する中央の各省は鐵道省内務省遞信省と言つた風に思ひくの機關が干渉してゐて、各省間に何等の連絡がない。此調子であるから國家の交通政策を疑はざるを得ないのであつて、之が爲に荷主や旅客が漁夫の利を占めて一時的に安い運賃を利用することが出来ても、他面に於ては資本の二重投下と爲つて不要な競争を起さなければならぬ。故に交通行政を統制する爲に交通省を設けるか又は委員會でも設置して統制する必要がある。政府は交通審議會を設けたやうであるが、夫れは一時的の日満交通問題を決定しただけで交通政策に關する根本問題に觸れてゐない、と交通行政統一に關する政府の方針を質せば、齋藤首相は交通審議會で段々

せしむるのが事の公平を期する所以であつて、監督局が政黨に利用されて黨の勢力を張るやうな時代に於ては弊害が生ずるから兩機關を別個にする必要があると言へば、首相は夫れは監督の局に當る人の問題であつて、行政組織の問題ではないと答辯してゐる。

吾々の日常生活に緊密の關係を持つてゐる交通機關が、無統制の下に於かれてゐることは國民に無駄な費用を負擔せしむるばかりでなく、不便を與へてゐるから何等かの方法に依つて之を矯正せなければならぬ事は、國民の何人もが要求するところであるのに、民意を代表する衆議院に於ても何等論議されないので、貴族院の豫算委員會ではが論議されたのは筆者の頗る欣快とするところであつた。首相は交通審議會で研究すると言つてゐるが、元來あの交通審議會は、人もあるうに荒木前陸相が提唱して設置されたものであつて、言はゞ軍部の交通方針決定の必要から設けられたものであつて、日満交通の連絡港の決定が最大の使命であつたのである。併し夫れも日満交通の實際が奈邊の航

鐵に對する監督權を有してゐる、國營鐵道と民間の鐵道とが互に競争するのであるから民間事業は堪らないと言ふ小聲を聞くが、交通機關の經營と監督とは別個の機關に執行

路に依るかど決定された後で政府の方針を決定しても遅くはないと言ふやうなことで、一時留保の状態で放任される。言はゞ交通指導の方針を探らないで事實交通に順應して行ふと言ふ態度だから交通政策の統制を此會議に餘り期待することは出來ない。夫れと言ふのも連絡港灣の選擇には政治的策動が行はれて、何れに確定するかは政府の利害否な内閣の利害に關係があると判斷するからである、で大藏男が希望するやうな問題を解決するが爲には、交通審議會の組織を變更して交通行政の實際に携はる民間人を網羅して調査審議しなければ駄目である、寧ろ關係各省の當局者を一堂に集めて論議討論せしめ、其の結果を更に交通審議會に附議して決定せしむることも一つの方法である。唯だ今の組織のやうに餘り經濟知識の持合せのない官僚一派や、所謂大臣待遇官の連中が集まつて政治的に解決しやうとするだけでは、日満連絡港問題の始末を再び繰返すだけに終るであろう。

鐵道の經營權と監督權とを切離した機關に依つて執行せ

よと言ふ要求も、當然過ぎる程、當然な要求であつて、首相のやうに人の問題ぢやと言つて解決することではない。兩權を同じ鐵道大臣の下に於けば經營權の可愛さに大藏男が唱へるやうな手段を探ることは明白だ。加之いかに監督局長が正論を主張して見たところで、大臣が決裁しなければ夫れだけのことであるからだで、せめて其の弊害はないものと民間人に信頼せしむるが爲にはどうしても兩機關を分離獨立せしむるの要がある。大藏男は、鐵道の形式を探つてゐる大阪電軌のやうなものを軌道にして、内務省が干渉してゐることを交通行政不統一の表はれのやうに言つてゐるが、軌道は内鐵兩省が監督してゐる、そこに妙味があるのであつて男爵の心配して主張された鐵道省の營業本位の監督權は、内務省の營業觀念を離れた純監督權に牽制されて合理的に行はるゝ場合が尠くない、固より鐵道軌道の區別は法定されてゐるが、鐵道にしても可いと認めらるゝものが往々にして軌道として存在するのは這般の一面を物語るものであろう。夫れは夫れとして此意見の實現を所望し

て己まない、質問者たる大藏男に深甚の敬意を表する。

○

金岡又左衛門氏は、綱紀の弛緩してゐることを責め、議會に於て議すべき何物もないと言ふ有様は夫れを物語つてゐる。書記官長が議案の狩出しに奔走するやうでは、各省役人に非常時の氣分を缺いてゐるからである。斯様な暢氣さ加減は詩人が口にする春眠暁を覺へずの状態であつて、組閣當初聲明した十大政策の實行は何處に表はれたか、政界淨化の如きは現内閣に絶好の機會として期待してゐるのに選舉法改正の如き、審議會で否決され、之を立直して権密院へ廻せば骨抜きになる有様、外は國際關係、國防の充實、内には農村が救濟を求むるの聲を聞き、小中商工業者は疲弊困憊に陥つてゐる。財政は公債を以て彌縫されてゐるのに、世間話の漫談をしてゐる如きは如何に考へても綱紀が弛緩してゐる。此倦まむとする人心を引締めて強力な政治を執行する決心がないのかと質せば、齋藤首相は一生懸命に努力して所期の效果を擧げたいと思ふと答辯してゐる。

此議會程政府提出案の尠なかつたのは珍らしいことで、之を實現する責任感も少しあつて何等かの提案をするのに急せる氣分もあるのであるが、今は政民兩黨の後援する内閣だけに、どちらに轉んでも餘り非難がない。官吏には身分が保證されてゐるから甚しい失敗がなければ職首はされない。失敗を招かない爲には積極的に仕事をしないことにしかない。政治的に天マ下つて來る事件ならば仕方がない執行する。餘り自我的自發的に仕事をすることは不利巧だと言ふ觀念が、各省官吏の頭の上に漂ふてゐる。其の勢で議會の審議案も鈍いのである。だから倦怠してゐる此空氣を一新する爲には身分保證を撤廢するに如くはない。元來身分を保證するの要あるのは政黨内閣時代に於て必要なのであつて不遍不黨を標榜する内閣の下では餘り必要がないのに、官吏の歡心を求むる爲に此勅令を出したことは此内閣をして無爲無能に終らしむる最大の原因を爲してゐる。此ことは衆議院に於ても主張され、内閣が更生す

るものとすれば更生の第一歩として身分保證制度を撤廃し人心を一新することが必要であろう。筆者の持する見解は矢張り貴族院にも共鳴者があつて、豫算委員會に於て長岡隆一郎氏はコ一言つてゐる、文官の身分保障制度が出来て事務官の地位が安定したことは喜ぶべきではあるが、物利あれば必ず弊を伴ふものであつて、今日中央地方の官界を見渡すと、其の上に立つものは動もすれば其の地位の安きに狎れて國民に對する態度傲慢を極むるものもある。其の低きものは昇進の前途を差がれ、自棄の念を起し動もすれば其の職を怠り、其の職を汚すものが無いではない、上下を通じ官界に於ける責任の觀念薄らぎた觀がある、故に此際官紀を振肅し天下の人心を作興する必要があると主張された如きは筆者の意見を裏書きするものである。

質問したに對し、高橋藏相は私一個の考としては是非實行したいと考へてゐると答へた。いつも官吏方面のことと御心配なさるのは結構ではあるが、行政整理と言ふものは行政が圓滿に行はれ事務能率を擧げるやうに制度を改正するであつて、官吏々員の誠意が直接の目的でないことに心を留めて置いて貰ひたい。

○

内務の豫算分科會では、本會で委員長が報告してゐるやうに鬼怒川事件だけが問題と爲つた感がある。鬼怒川事件、夫れは利根川改修工事の派生的工事とでも言ふべきものであつて、其の工事は鬼怒川上流の栃木縣鹽谷郡の山中に大きな堰堤を作つて大貯水池を持へ、洪水を一時其處に溜めて置いて、洪水が引いてから其の水を流すことと、下流利根川の合流點に大きな遊水地を設けて、其處に洪水を一時溜めて置いて、利根川の水位が下つてから其の水を利根川に放流する計畫で、昭和元年に着手し十七年迄の繼續事業で今日まで執行して來たのであつたが、鬼怒川上流ばかりであるが、行政整理の斷行を勧告するやうな口調で

堰堤工事を廢止するに至つたので問題を生ずるに至つたのである。

其の工事に依つて利益を受くるものとして負擔金を賦課された茨城縣、夫れの知事であり且つ内務省土木局長として其の豫算を編制した次田大三郎氏が、根堀り葉堀り質問するのであつた。中川内務技監の説明に依ると、當初堰堤

位置で地質試験を行つたが、川床から二十米乃至三十米の處に相當の岩盤があることが判つた、で堀鑿を一部始めたが湧水があるので困難を生ずるから三十米の底から右岸の山の方に沿つて排水隧道を作つて工事中の排水に備へむとした、其の仕事に着手したが、其の三十米の内四五米を下るときに地盤が漸次柔かくなつて來た、俄然湧水が出て隧道に一杯に爲つた、で唧筒で排水に努めたが容易にかへ得られないから能く調べて見ると一米の粘土層を含んでゐることが判つた。尚隧道の中で三十米に達する迄の地質試験をやつたが岩質が非常に揉めてゐることが判つた、で此處に堰堤を造ることは非常に困難であるばかりか、水の漏ら

ないやうにすることは困難であるから已むを得ず堰堤工事を中止したと説明し、之が爲に今日まで百三十八萬圓を投じたが、夫れで府県道の改修もやれば發電工事も執行したのであるから無駄に爲つたのは五十二萬圓であるが、從来の豫算の範圍内で鬼怒川改修工事を執行して行ける計畫であると答辯した。

併し次田氏は其の答辯に満足しない、起工當時に於て堰堤崩壊の恐れがあつてはならぬ、と物部技師、今の内務省土木試験所長に質したら、此工事の經濟的價値を大變自慢して東洋に於ける大土木工事であるとまで讃え、當時の市ノ瀬技監などは之が爲に行賞があつても然るべきものだと迄に絶讚し、今の中川技監當時の東京土木出張所長も此工事の確實性を屢々明言したので、技術官を尊重して豫算を編制したのに計畫の完全を誇つてゐた堰堤が今日に爲つて出來ない、斯く無用の費用を投じて置きながら當初の豫算で鬼怒川改修工事が完了することが出来るとは意外千萬であると、例の調子で追及して已まない。如何なる計算に依

つて残つた豫算の範囲で工事が出来るかと質した。

中川技監は、當初の流量測定は施工箇所の近くで調査したものに依りたかつたが、其の調査がなかつた爲に遠方のものに依つたが、工事着手後五ヶ年に亘つて起工地で測定したところに依ると、最初の計畫よりは或る程度に流量を少くしても可いことが判つたのと、鬼怒川の下流は西鬼怒川と東鬼怒川とに分れてゐるが、當初の計畫は西鬼怒川を締切つて東鬼怒川丈を使つて西鬼怒川沿川數百町歩の土地を利用する計畫であつたが、最大洪水の場合に於ては西鬼怒川を利用する方が得策であることが判つた、又利根川と鬼怒川と合流するところに菅生沼と言ふのがあるが、其處に堤防を造れば此處にも貯留することが出来るから、残つた豫算で計畫を實行することが出来ると答辯した。

併し次田氏は尙も論じ立て僅に五年位の流量測定で、河川改良工事の基礎を定むるのは危険である、夫れで可いとすれば全國河川改良の基礎も夫れに引き直して計畫を變更すれば可いのに、他の河川に於ては夫れを爲さない、下流

の西鬼怒川の利用や菅生沼の利用は、堰堤工事を廢止する

と、せざると拘はらず當初より判つてゐることである、

當初判つてゐたにも拘らずを策しなかつたとすれば技術家が國費の亂用を策したことによる、そうでなければ今回の計畫には又候見込違ひのあることを物語るのではないかと詰め寄つた、當時の栃木縣知事であつた大塚惟精氏も、次

田氏の後を繼いで質問をして、堰堤廢止のために追加豫算を提出することが技術官から要求されたにも拘らず、事務當局が之を抑へたのではないかと質し、唐澤局長は自分としても次田氏と同じ様に懸念したのであるが、技術の方面では残豫算で出來ると確言するので技術者でない自分は其の言を信用してゐるのであつて、事務當局が追加豫算の要求を抑へたことは毫もない、寧ろ追加豫算を要求するのが當然でないかと事務當局から勧告した位であると答へ、唯だ堰堤に關する見込違ひが、果たして事前に於て萬全の注意を以てしても尚避くべからざる見込違であつたかは、目下研究中であると附言し、齊藤内務政務次官は責任問題も考

へてゐるが今明言出来ないと答へた。

此問答で何れの主張が正當であるかは識者の判断に俟つた所以のものは、土木技術の應用と夫れを計畫する所謂計畫技術とが必ずしも技術家の専賣でないことを言ひたい爲と、地方土木に就ても矢張り之と同じやうなことが繰返されてゐるが常に問題が技術に亘るので夫れを理由に素人に誤魔化され易いので之を改めたい爲とである。併しながら計畫技術は經營的見地から批判さるべき性質を有するものであつて之は必ずしも土木技術家の専賣に屬するものではない、土木施設に要する経費を負擔する國民の何人もが開與し得べき事柄である。或は専門技術の方面から言へば今回のことも不可抗力的な説明も附くであらうが、國民の一般常識は専門家を信頼するの餘り、矢張り夫れに服従して唐澤土木局長の答辯のやうに言はなければならぬかも判らぬ。併しつれ程に迄世人が専門家を信頼するのであるから其の信望を裏切るやうな事があつては、技術家の價値は

零であることに氣附いて、世人を納得せしむるやうな態度否な研究を積むのでなければ眞の土木技術家たり得ない。

○

衆議院で問題に爲つた例の函館水電事件が論争されてゐる、事件に原因を與へた所謂報償契約の有效無効に就ては既に之を述べたところであつて、今更夫れを論争しても餘り效果がないが、次田大三郎氏の質問に對して、道路占用料裁定の申請は主務省に到着してゐるが、此様の事件は地方で然るべく解決されるのが當然であつて、裁定権を行使する者は傳家の寶刀を抜くやうなものだから急いで裁定をしないと、例の調子で唐澤土木局長が答辯し、佐上信一長官は、申請書の進達には法定期限のあることで已むなく進達はしたが、其の後此問題に關する市民の熱度を斟酌しつゝ圓満な解決を所望して、遂に報償契約の問題には觸れず其の契約を締結した精神に鑑みて、圓満な協調が成立するに至つたと答辯した。

是れ迄市民大會に於ける佐上長官不信任の決議やら、長

官が會社の味方であるとかの風評を理由に突進んだ質問をしてゐた次田大三郎氏も、圓満解決の答辯を得て、私は非常に愉快に考へる、公共團體とその地域内に於て公営事業を營むでゐる會社との争いであるから、成るべく圓満に協調して昭和の聖代にランプを使はなければならぬと言ふやうな醜態を根絶する様に願ひたいと結んだ。問ふ人も答へる人も共に地方行政の爲に苦い経験を持つだけであつて、意味深長の裡に問答を終了したが、夫れこそ聞くものをして心地良からしめた。

○

請願委員會で採決されたものに次のものがある。

都市計畫に依る寺院境内地の受益者負擔金免除規則制定の件と言ふのがあつて、東京市板橋區練馬仲町僧侶守山聖眞外四百七十四名の提出したものである、寺院及佛堂境内地は從來其の使用上種々の制限を受け、有利なる施設等を禁止せらるゝに拘はらず、近時都市計畫に依る道路の擴張並に鋪装完成等の爲受益者負擔金を課せらるゝは遺憾であ

るから同負擔金を免除せらるゝ様規則を制定されたいと言ふのである。

内務省の解釋に依ると寺院は宗教で神社は宗教ではないと言つて寺院と神社と法制上の取扱を異にし、いつも寺院は割の悪い方に廻されてゐるが、實際兩者を區別するの根據がないので、もう可い加減に解釋を變更して平等視することにしたいものだ、夫れは夫れとして寺院が其の敷地を本來の目的に供せないで借家を建てたりしてゐるものがあつて之に對して受益者負擔金を賦課するのは當然であるから唯だ寺院境内地であると云ふことに依つて免除するの必要と理由とは無からう。地方財政調整交付金制度確立に關する件と言ふのがある。北海道俱知安町大橋千次郎君外千五十九名の提出に係るもので、其の趣旨は地方財政の緩和を圖り、國民負擔の均衡を保持するには洵に効果的であるから十年度より其の制度を確立されたいと言ふのである。

近時公共團體の任意事務は漸次増加されて、固有事務よ

よりも多いやうに爲つてゐるが、國家は夫れに要する費用を交付しないので公共團體の財政は之が爲に著しく苦しめられてゐる、で之に要する経費を交付せよと言ふのは當然過ぎる程當然な要求であるが、近時の國家の豫算編制の方針を見ると、唯だ歳出を節約すれば夫れで能事終ると言つた調子で、實際國家の大きな政策の下に豫算を編制してゐない。當然辨済すべき性質を有する債務でも財源がないと言ふ一點張りで辨済しやうとしない。此思想は誠に恐るべきものがあるのであるが、財政當局の頭には算盤勘定しか判らないのであるから困つたものだ。本會議で山本内相が答辯してゐる様子からすれば、唯だ夫れに關する調査だけが出來てゐると言ふだけでは何時物に爲るのか判らない。此様な請願をするよりは例の全國町村長會の問題にてもして政治的に行動することが得策であらう。況んや國民同盟の此種提案に對しては政友會も亦合流してゐる現時に於ておやである。

新潟縣長岡市東千手町木村清三郎君の提出した土地收用

法中改正に關する件も採擇されてゐる。其の要旨は道府縣市町村立の公園をして國立の夫れと等しく土地收用法を適用しむるは其の使命に鑑み當然の理であるに拘はらず、未だ之を見ないのは彼此權衡を失し國民保健上竝災害防止上遺憾であるから同法第二條第一項第四號中「國立公園」とあるを「公立公園」と改正されたいと言ふのである。之は全く見當違ひの請願であつて、現在に於ても府縣市町村其の他の公共團體が計畫する公園は所謂衛生に關する事業として、之に要する土地の取得に就ては土地收用法の適用を許してゐるのである。先年特に法を改正して國立公園を追加したのは、國立公園法に於ては私人も亦國立公園事業を經營することを認めたから、私人の計畫する此種事業に對し土地收用を許さむとする趣旨である、故に請願の趣旨は現在でも許されてゐるのであるに不拘、此種請願を採擇してゐるのは何等かの勘違いであらう。

に盡きるのであるが、豫算委員會に於ける報告を受けた本會議では委員長の報告に次で色々の意見が主張された三上参次氏は今日の高等教育から普通教育に至るまで日本人らしい教育を徹底せよと要求し、首相も亦我國教育の根本方針としては建國の精神に基き我國文化を重んじ、外國文化の模倣に陥ることを避けて教育制度及其内容の改善に盡したいと述べて鳴が附いた。

長岡隆一郎氏は、九年度豫算に對しては賛成するが、政府の政策に對し又豫算案に對し幾多の不満を懷いてゐるが已むを得ず賛成すると言ひ、其の不満の事由は内閣不統一であつて、何處に貫せる根本國策あるや、何處に統一せらる指導原理あるや、不明である。歳入缺陷を補ふに赤字公債を以てし財政の前途に光明がないこと、農漁山村の更生に關し聲明を裏切つたこと、中小商工業者の救済に關し何等見るべき政策のないこと、燃料國策に付熱意のないこと、航空事業に關し意を用ひないこと、社會政策の施設に關し考慮せざること等數へ來れば十指を屈するも尙足らない狀

態であつて、内心彈劾したい心持がするが解散されない城壁にある貴族院であるから、不本意ながら不満足ながら之に賛成すると言つてゐる。

菅原通敬氏も、昨年の議會で議決したことは無視され、財政上には何等の工作を施さず自然增收に依つて歳入出の辻棲を合せ、合はない部分は赤字公債に依つたと言ふだけである、と財政計畫を難じ、豫算委員會に於ける希望決議、「即ち昭和九年度豫算案ヲ檢討スルニ經常歳入ヲ以テ經常歳出ヲ支辨シ得ルノ外、多少努力ノ認ムベキモノナキニ非ザルモ、未ダ以テ財政ノ根本策ヲ樹立シ、收支ノ均衡ヲ保持スルニ至ラズ、殊ニ公債ハ依然トシテ巨額ヲ示シ、我國財政ノ前途尙深憂ニ堪ヘザルモノアリ、仍テ政府ハ一層ノ努力ヲ加ヘ以テ第六十四議會ニ於ケル豫算委員會希望ノ決議ノ趣旨ヲ達成セラレムコトヲ要望ス」と言ふ希望の趣旨を布衍して賛成し、前田利定子も同じく政府の此後に於ける自力更生を所望して、豫算案に賛成し九年度豫算は貴族院を通過したのである。